

登録 ID の更新制度について

1. 登録 ID 更新制度の目的

公共施設予約システムにより、スポーツ施設の予約をするために発行している登録 ID について、登録後3年以上利用されていない ID や、登録情報の変更をしていない ID などが確認されるようになりました。

こうした状況を踏まえ、登録 ID に3年の有効期限を設定し、定期的な登録情報の確認をするため、登録 ID の更新制度を開始します。

2. 登録 ID の有効期限と更新期間

(1) 有効期限

有効期限は3年間です。取得日にかかわらず、「取得日から取得年の12/31まで」を1年目とします。

※現在、登録 ID を所有する方は、更新手続きが必要となります。

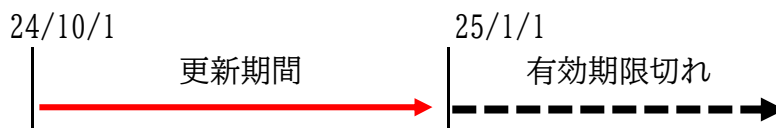
(例) 22/5/12 に取得した場合



(2) 更新期間

有効期限の3ヶ月前から、更新が可能です。

(例) 22/5/12 に取得した場合



3. 制度の運用スケジュール

22.3月中	更新手続き書類の郵送 ■登録 ID の所有者には、更新手続き書類を郵送します。 ■制度移行のため、既に登録済の ID の有効期限を9月30日に設定します。制度開始後、9月30日までに手続きをお願いします。
4/4 (月)	登録 ID 更新制度スタート ■登録 ID の所有者は、本人確認書類と同意書をスポーツ課窓口を持参し、手続きを行ってください。 ■手続き後、利用登録証を郵送します。
4~5月	休日・夜間受付窓口開設 ※平日の受付時間内に手続きができない方は、ご利用ください。 【休日窓口】 4月16日(土)、5月21日(土) 午前9時から午後3時まで 【夜間窓口】 5月18日(水) 午後5時30分から午後8時まで

9/30	新制度への移行期限 ■更新手続きを行わない場合、登録 ID は有効期限切れとなります。有効期限の切れた登録 ID は、以降の新規予約（抽選申込）ができません。
10/1～	■有効期限の切れた登録 ID を削除します。

4. 登録 ID の更新手順

①本人確認

- ・登録 ID の所有者は、郵送する同意書に必要な事項をご記入の上、本人確認書類を持参し、スポーツ課窓口にお越しくください。**必ず本人による手続きをお願いします。**
- ・団体の代表者等を変更する場合は、新しい代表者本人が手続きを行ってください。

【本人確認書類（具体例）】

■本人の顔写真が添付されている場合は、Aから1点。それ以外の場合は、Bから2点。

A	マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真付き）、身体障害者手帳（ミライロも可）、在留カード
B	各種健康保険証、年金手帳、住民基本台帳カード（顔写真なし）、学生証 など

②同意書の提出

- ・スポーツ施設の利用及び利用者登録に関する同意書を作成しました。内容を確認いただき、署名の上、ご提出をお願いします。

③利用登録証の発行

- ・更新手続きが終了した方に、順次、利用登録証を郵送します。

【表面】

★諏訪市公共施設予約システム	
利用登録証（スポーツ施設）	
登録 ID	
1	0 0 0 0 3 8 1
利用者名	諏訪 花子
有効期限	2024 年 12 月 31 日

【裏面】

<p>【スポーツ施設の利用に関する遵守事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者（団体の場合は、代表者）は、スポーツ施設の利用に関して責任を負うこと。 ・スポーツ施設を汚損、または、き損するおそれのある行為、他の利用者に迷惑になるような行為をしないこと。 ・使用許可のない備品を使用しないこと。また、施設外に持ち出さないこと。 ・所定の場所以外で飲食または喫煙をしないこと。また、火気を使用しないこと。 <p>【登録 ID に関する遵守事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、使用の権利を譲渡、転貸しないこと。 ・登録内容（代表者、住所・連絡先等）に変更が生じた場合は、速やかにスポーツ課窓口で手続きを行うこと。

④利用登録証の取り扱いについて

- 利用登録証は、利用者（団体の場合は、代表者）本人が、責任を持って使用し、管理してください。

⑤制度開始前（令和4年4月3日まで）に登録IDを新規取得する場合

- 4月からの更新制度を準用し、本人確認を行い、同意書を提出していただきます。

5. 登録IDの発行について

①登録IDの種類

- 個人または、団体。（1個人、1団体あたり1つ）

- 団体の代表者は、別に個人の登録IDを重複して取得することはできません。

ただし、団体で一定の要件を満たす場合は、団体内の各組織に1つずつ認めます。

（例）学校の部活動等で使用する場合

バスケ部で1つ、テニス部で1つ など

【団体の要件】

- ・構成員が5人以上であること。
- ・代表者が、2つ以上の団体の代表者を兼ねていないこと。
- ・構成員を組み替え、別団体として登録することはできません。
- ・団体を分割し、登録することはできません。

※重複登録が発覚した場合は、利用停止等の対応を行います。

②登録対象者

- 18歳以上。（支払責任が生じるため）

※部活動等の場合は、顧問の先生等に登録していただきます。

③申請方法

- 本人による窓口申請とします。郵送申請や代理人による申請はできません。